

室蘭工業大学リサーチ・アシスタント取扱要項

平成16年4月1日
学長伺定

(趣旨)

第1 この要項は、室蘭工業大学大学院博士後期課程に在学する優秀な学生に対し、本学が行う研究プロジェクト等に研究補助者として参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者としての研究遂行能力の育成を図るため必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2 第1に定める研究補助業務を行う者の名称は、リサーチ・アシスタント(以下「R・A」という。)とする。

(「研究プロジェクト等」の定義)

第3 「研究プロジェクト等」とは、特定の研究課題及びテーマに共同して取り組むため、一定期間指導教員等とR・Aで編成される研究チームが行う課題性を持った研究活動を指す。

(職務内容)

第4 R・Aは、参画する研究プロジェクト等において、R・A受入れ教員の指導助言のもとに、研究活動が効果的に推進するよう研究補助者として従事し、研究活動に必要な補助業務を行う。

(資格)

第5 R・Aは、将来、研究者として活動する能力を有する大学院博士後期課程に在学する学生とする。

(選考)

第6 R・Aの選考は、別に定めるところにより室蘭工業大学研究活性化委員会(以下「研究活性化委員会」という。)が行う。

(身分)

第7 R・Aは、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務する非常勤職員とする。

(任用期間)

第8 R・Aの任用期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間の範囲内とする。

(勤務時間)

第9 R・Aの勤務時間は、週20時間以内とし、当該学生が受ける授業及び研究指導に支障が生じないよう配慮するものとする。

(任用等)

第10 R・Aの任用等は、第8及び第9に定めるもののほか「国立大学法人室蘭工業大学非常勤職員就業規則」(平成16年度室工大規則第11号。以下「非常勤職員就業規則」という。)に定めるところによるものとする。

(給与)

第11 R・Aの給与は、非常勤職員就業規則により取扱い、教育職俸給表を適用し算出した時間給のみとする。

(その他)

第12 この要項に定めるもののほか、R・Aの取扱等に関し必要な事項は、研究活性化委員会が定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から実施する。